

一般財団法人井門奨学財団
2025年7月期（一般第2期）
事業報告

（2024年8月1日から2025年3月31日まで）

1. 公益認定

2024年12月に内閣府に対して公益認定申請を行い、2025年4月1日に公益財団法人の認定を受けた。これに伴い、決算日を2025年3月31日とする分ち決算を行う。

2. 奨学事業の概要

社会有用の人材の育成及び日本のものづくり産業の発展に寄与することを目的として、将来の日本のものづくり産業を支えていく意志のある大学生及び高等専門学校生で、成績優秀、方正謹厳で修学意欲がありながら、経済的理由により修学が困難な者に対する奨学金の支給事業を行った。

(1) 奨学金の支給

2025年7月期(一般第2期)においては、2024年7月期(一般第1期)において採用した35名の奨学生に対して、8月から11月までの4か月分の奨学金を8月末に合計380万円(1名当たり大学生月額3万円、高等専門学校生月額2万円)、12月から翌年3月までの4か月分の奨学金を12月末に合計380万円(1名当たり大学生月額3万円、高等専門学校生月額2万円)支給した。

(2) 奨学生の募集

2025年度奨学生の募集に向けて、2025年度奨学金募集要項を作成し、2025年7月期第2回理事会にて承認された。承認された奨学金募集要項の当財団ホームページ上への掲載準備などを進めた。

3. 一般財団法人第2期の会議の開催状況

(1) 2025年7月期第1回理事会・・・2024年10月8日

- ① 第1期事業報告・決算承認・・・承認可決
- ② 公益認定申請書類の提出・・・承認可決
- ③ 2025年7月期定時評議員会の招集・・・承認可決

(2) 2025年7月期定時評議員会・・・2024年10月25日

- ① 第1期決算承認・・・承認可決

(3) 2025年7月期第2回理事会・・・2024年12月24日

- ① 2025年度奨学生募集要項の承認・・・承認可決

- ② 継続寄附確約書の承認・・・承認可決
- ③ 2025年7月期事業計画書及び収支予算書の補正・・・承認可決

以 上

一般財団法人井門奨学財団
2025年7月期（一般第2期）
事業報告の附属明細書
(2024年8月1日から2025年3月31日まで)

一般第2期事業報告において、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」はない。